

## 第4章 米国における再犯防止の取組

米国の再犯防止対策は、2008年に成立したセカンドチャンス法（Second Chance Act）を契機として、本格的に加速している。この10年間で連邦政府が重視したのは、「コミュニティを強くする（Strengthen Communities）」ことであり、その成果は全米に広がりつつある。

本章では、第1節と第2節において、米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー（Re-entry）」の考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制や地域社会におけるプログラムの実践事例を紹介する。その上で、第3節と第4節において、リエントリーに対する理解が米国で進みつつある状況の紹介や、その背景要因及び日本の再犯防止対策に応用できる要素の考察を行う。

なお、本章の執筆に際しては、連邦司法省研究所（National Institute of Justice, 以下「NIJ」という。）、ワシントン州公共政策研究所（Washington State Institute for Public Policy, 以下「WSIPP」という。）の協力を得た。矯正・保護関係者、そして刑事司法の実務に精通しない他省庁や地方公共団体等への周知につなげたいという執筆者の要望に応え、資料収集から執筆に至るまで、多忙にもかかわらず、現地や電話で必要な助言を提供いただいたNIJのマリー・ガルシア（Marie Garcia）氏、エリック・マーティン（Eric Martin）氏、WSIPPのステファニー・リー（Stephanie Lee）氏、ミカエル・ハーシュ（Michael Hirsch）氏にこの場を借りて厚く御礼を申し上げる。

### 第1節 リエントリー（Re-entry）の意義と連邦政府の推進体制

#### 1 意義・目的

本節では、まず米国における「リエントリー（Re-entry）」の考え方について紹介する。「リエントリー」という言葉自体は、「刑務所等への収容からコミュニティでの生活に移行させること」が原義であるが、刑務所に入らなくても犯罪歴ゆえに社会復帰が妨げられる問題一般に着目した考え方であり、日本においても、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」の中で「ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び

受け入れること」が再犯防止対策の重要な指針とされている。

しかし、米国の「連邦政府機関リエントリー協議会<sup>(※1)</sup> (The Federal Interagency Reentry Council)」は、このリエントリーについて、刑務所出所者等の再犯を減少させることに止まらず、その取組を通じて、社会的な不平等の是正、高止まりとなっている刑務所運営コストの削減、GDPの向上などの社会的影響 (Impact) を起こすことまでを視野に入れている。米国では、リエントリーを刑事司法の枠を超えた社会・経済政策として捉えていることがうかがえる<sup>(※2)</sup>。そのため、米国では、処遇プログラムの効果を検証する分析手法として、経済学的手法や要素を導入した「コスト・ベネフィット分析 (Cost-Benefit Analysis)」が行われている。

---

(※1) 政府機関の合議体。2011年に設置され、2016年8月の段階で20機関が参加している。司法長官 (Attorney General) とホワイトハウスの国内政策会議 (White House Domestic Policy Council) のディレクターが共同議長を務める。

(※2) THE FEDERAL INTERAGENCY REENTRY COUNCIL 「A Record of Progress and a Roadmap for the Future」 (2016.08)

### コラム：WSIPPによる取組

コスト・ベネフィット分析を積極的に開発・実践しているのが、米国ワシントン州オリンピアに所在するWSIPPである。この研究所は1983年にワシントン州議会によって設立された研究機関であり、以後、同議会の要請等に基づき、幅広い分野における取組の効果検証を行っている。

WSIPPが行う分析は、教育、公衆衛生、犯罪者処遇等のプログラムのうち、メタ分析(Meta-Analysis)により統計学的に有意な効果・影響があると認められたものについて、その効果の程度を貨幣換算で数値化しようとする取組である。

犯罪者処遇プログラムを対象とする場合は、犯罪行為の抑止により得られる納税者等のベネフィットを経済学的手法により貨幣価値に換算し、そこから実際のプログラム運営に要したコストを除いたものを、最終的な効果指標として示している。犯罪者処遇プログラムの分析においては、以下3点の特徴が挙げられる。

1点目は、犯罪行為の罪種により算出方法を分けている点である。捜査、裁判、処遇に要するコストは、犯罪行為の罪種によって異なる。一人あたりのコストで言えば、窃盗に比べて殺人や性犯罪の方が高くなる。このモデルでは、市民生活への影響をより具体的に可視化できるよう、犯罪行為の罪種や処分別に納税者が負担するコストを算出している。

2点目は、被害者への影響を考慮している点である。例えば、性犯罪の被害者や家族が受ける二次被害も貨幣価値換算における計算式に含めている(例：精神的なケアに要する費用等)。

3点目は、プログラムによっては、犯罪が減ったことによる影響のみならず、将来的に労働市場に与える影響も考慮している点である。このモデルでは、州全体として効果を考えていくという考え方(Total Washington)に基づき、高校卒業資格を取得したことによる給与水準の上昇を計算式に含めている。

この分析によれば、同研究所が最もベネフィットがあるとする成人向け処遇プログラムは次の順となっており(2018年12月現在)<sup>(※3)</sup>、いわゆる就労支援に加えて、ハイリスクな者に対して、コミュニティの多様な関係者が一体となって取り組むプログラムが有効とされている。

(※3) <https://www.wsipp.wa.gov/Benefitcost>

1 雇用のためのカウンセリング及び職業訓練 (Employment Counseling and Job Training)

分析対象は、刑務所等在所中からプログラムを受け始め、コミュニティに戻ってからも最長で12月継続しているものである。

2 重大な精神疾患を有する犯罪者に対するリエントリーコミュニティーフティプログラム (Offender Reentry Community Safety Program (for individuals with serious mental illness))

重大な精神疾患を有する刑務所出所者に精神衛生の専門家と矯正・保護関係者がチームを組んで支援を行うもの。日本の「心神喪失者等医療観察制度」における地域社会の処遇にイメージが近い。

3 地域社会における支援と説明責任の輪 (Circles of Support and Accountability, 通称 CoSA)

地域社会でボランティアグループ (ソーシャルワーカー等の専門職, 市民ボランティア等) を組織して, 性犯罪者等の社会適応の支援を行うプログラム。期間は約1年間。最初の2, 3ヶ月間はボランティアグループが毎日本人と面接を行う。第5章で紹介する特別処遇ユニット (治療共同体) の地域社会版というイメージに近い。

なお, 同研究所のリー氏によれば, 貨幣価値に換算する意義は納税者目線で分かりやすく効果を説明するためである。市民に自分の納税がどのように使われているのか考えてもらうことは, 市民の主体性を育み, 持続可能な地域社会の形成にも寄与するという。

## 2 リエントリー施策の推進体制

日本における近年の再犯防止施策では、「多機関連携」という言葉が用いられるように、矯正・保護関係者のみならず、ハローワーク、地方公共団体、社会福祉法人等、多様な機関・団体が連携した包括的なアプローチが主流となってきている。国の推進体制としては、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策推進会議」を設け、関係省庁が連携して施策を推進している。

米国の施策においても、関係省庁が連携してリエントリーの問題に取り組む「包括的なアプローチ (Comprehensive Approach)」が重視された。施策の推進体制として、前述の「連邦政府機関リエントリー協議会」が設置され、その設置目的としては、①再犯と被害者を減らし、コミュニティをより安全にすること、②刑務所等からの出所者を支援して社会に貢献できる市民 (Productive Citizens) にすること、③刑務所等への収容やそれに付随するコストを減らし、納税者の負担を軽くすることが掲げられている。

以下、連邦政府が行った取組の概要を紹介する。

なお、ここで紹介する取組は2017年までの民主党政権で実施されたものであるが、その方向性は2017年以降の共和党政権においても引き継がれている。例えば、2018年2月にホワイトハウスにおいて刑務所出所者を積極的に雇用する企業を集めた会合が開催されたほか、2018年4月を「セカンドチャンス月間 (Second Chance Month)」とする大統領令が出されている。

### (1) 独力では解決し難い社会的な負因の除去

米国においては、第3章で示したとおり、刑務所出所者の約4割前後が出所後1年以内に逮捕されている。これに加えて、出所時に住居を確保できない者が約2割から約3割に至り、また、出所後1年を経過しても就職できない者が6割に及ぶことも確認されている。そのため、連邦政府は、まず、犯罪歴を有することによって生ずる、独力では解決し難い社会的な負因 (barrier) を政策上取り除くことに注力した。

その具体的な取組としては、雇用機会均等委員会 (The Equal Employment Opportunity Commission) は1964年公民権法 (The Civil Rights Act of 1964) について、連邦住宅・都市開発省 (The Department of Housing and Urban Development) は住宅に関する機会均等法 (Fair Housing Act) について、犯罪前歴のみをもって雇用や住居の提供を拒否することは法の規定する差別につながるとの見解を示した。また、連邦人事管理局 (The Office of Personnel Management) は、求職用の履歴書から犯罪歴の欄を取り除こうとする考え方「バン・ザ・ボックス (Ban the Box)」の趣旨を踏まえて連邦職員の雇用手続を改善することを提

案した。さらに、連邦教育省（The Department of Education）は、大学生向けの奨学金であるペル・グランツ（Pell Grants）の受給資格を適格性のある矯正施設収容者に適用して中等教育後の教育や訓練プログラムへの参加を促そうとする「セカンドチャンス・ペルパイロットプログラム（Second Chance Pell Pilot Program）」を開始したほか、連邦保健福祉省（The Department of Health and Human Services）は、特に薬物依存や精神疾患を有する刑務所出所者等への低所得者向け公的医療保険（Medicaid）の運用に係る質疑応答集を州の所管部に発出した。

## （２） 情報を集約するリソースセンターの設置

連邦政府は、連邦、州を問わず、地域社会における行政機関等が当事者としてリエントリーの問題に取り組めるよう、リエントリーに資する既存の施策や取組等に関する情報を集約し、その透明性を高めることに注力した。

セカンドチャンス法に基づき、その機能を担うために開設されたのが「連邦リエントリーリソースセンター（National Reentry Resource Center）<sup>(※4)</sup>」である。同センターのホームページ<sup>(※5)</sup>では、各政府機関におけるリエントリーに関する施策を誤解なく理解するための質疑応答集「リエントリー・ミスバスターズ（Reentry MythBusters）」を掲載しているほか、リアルタイムで最新の科学的なエビデンス、地域社会における実践例、再犯率等の統計情報等を確認することができる。

## （３） 国民のリエントリーに対する意識を高める取組

連邦政府は、各種メディアを通じ、国民一人ひとりのリエントリーに対する意識（Public Awareness）を高めていくための取組を展開した。例えば、大統領や政府高官が各種メディアでリエントリーの重要性を説いたり、実名や写真付きで成功裏にリエントリーした刑務所出所者等の声を広報するなどしている。

日本における「社会を明るくする運動」に類する取組として、司法省は、2016年4月24日から30日を「連邦リエントリー週間（National Reentry Week）」とし、連邦検察庁（U.S. Attorney's Offices）において200以上、司法省矯正局（The Federal Bureau of Prison）所管の施設において370以上のイベントを開催した。州政府や地域の非営利団体等においても、こ

---

（※４） 連邦司法省の司法援助局（Bureau of Justice Assistance）の補助により、州政府機関の任意連合体である「CSG（Council of State Governments）Justice Center」が運営している。

（※５） <https://csgjusticecenter.org/nrrc>

の趣旨に賛同するイベントが米国全ての州で開催された。

また、前民主党政権下では、多様な分野においてコミュニティの変化に貢献した市民を官民問わず讃える「変化のチャンピオン (Champions of Change)」という表彰制度が設けられた。その表彰区分を見ると、気候変動、持続可能な海洋資源、賃金の上昇、農業、学習支援等と並ぶ形で、リエントリーの支援が位置付けられている。

さらに、連邦リエントリーリソースセンターは「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ (Face to Face Initiative)<sup>(※6)</sup>」という取組を通じて、文字どおり「顔の見える関係」の重要性を訴えている。その中で、政府高官と刑務所出所者等が直接対話する様子が公開されている。

## 第2節 地域社会におけるリエントリープログラムの実際

連邦司法省の司法プログラム室 (Office of Justice Programs) は、2009年からセカンドチャンス法に基づき地域社会における優良な取組 (就労・定住支援、薬物回復支援、家族支援等) を創出するための補助を開始した。その総予算は2018年までの累積で6億9,520万ドルとなっている。2009年以降、49州、840箇所以上で補助によるプログラムが実施され、2017年12月までに、推計164,000人の刑務所出所者等が参加した。

本節では、NIJ の支援を受けて、非営利の研究機関である RTI (Research Triangle Institute) International が実施した「成人犯罪者リエントリー実証プロジェクト (Adult Offender Reentry Demonstration Project)」の評価 (2018年最終報告) について、その評価に関与した NIJ のガルシア氏からの聴取も踏まえて、地域社会におけるプログラムの実践事例を紹介する。

### 1 取組の概要

今般の評価の対象となったのは、次の7州 (カリフォルニア、コネチカット、フロリダ、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー及びペンシルバニア) の取組である。**4-2-1表**は、その実施主体、対象者の選定基準、内容をまとめたものである。

多くがリスク要因が中から高程度と判定された者を対象とし、釈放前から関係機関が連携した包括的な支援を実施していく点が特徴的である。

---

(※6) <https://csgjusticecenter.org/nrrc/facetoface/>

4-2-1表

各実施主体における取組概要

実施主体・取組	対象者の選定基準	内 容
カリフォルニアソラノ郡健康社会サービス局 (Solano Health & Social Services Department) 女性のリエントリー達成プログラム (Women's Reentry Achievement Program)	ソラノ郡のジェイル (Jail) に収容中又は収容直後の女性 (中程度から高程度のリスクと判定された者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釈放前後におけるケースマネジメント</li> <li>・女性特有の問題性や認知療法に基づくプログラム</li> <li>・ピア・メンタリング</li> <li>・釈放後の一時的住居の提供, 就労支援, 家族支援等</li> </ul>
コネチカット矯正保護庁 (Connecticut Department of Correction) ニューヘヴン・リエントリー・イニシアチブ (New Haven Reentry Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コネチカット矯正保護庁が所管する矯正施設に収容され, ニューヘヴン, ウェストヘヴン, ハムデンに帰住する者。</li> <li>・中程度, 高程度のリスクがあると判定された者 (男女)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リエントリーワークブックの活用</li> <li>・コミュニティケースマネージャーによる釈放前リエントリープランの作成</li> <li>・矯正施設のジョブセンターによる関与</li> <li>・保護観察官, ケースマネージャー, 地域の協力によるチームサポート</li> </ul>
フロリダパームビーチ郡刑事司法委員会 (Palm Beach County Criminal Justice Commission) 地域移行プログラム (Regional and State Transitional Ex-offender Reentry Program)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロリダ矯正保護庁が所管する矯正施設から, パームビーチ郡に帰住する者。</li> <li>・中程度, 高程度のリスクがあると判定された者 (男女)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーによる釈放前のサポート, コミュニティケースマネージャーによる釈放後のサポート。</li> <li>・サポートの内容は, 教育, 雇用, 一時的住居, 子育て・生活スキル, 認知行動的な変容, 薬物依存, 精神保健, 家族の再統合の支援等</li> </ul>
マサチューセッツボストン警察局 (Boston Police Department) ボストン・リエントリー・イニシアチブ (Boston Reentry Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サフォーク郡の矯正施設に収容され, ボストンの犯罪多発地域に帰る者</li> <li>・暴力, 銃砲 (fire arms) 使用の犯罪歴を有し18歳から30歳までの男性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のニーズに合ったプログラムを発見できる地域社会関係者との交流の場の提供</li> <li>・釈放前後のケースマネジメントとアドボカシー (権利擁護)</li> <li>・釈放前2週間における職業訓練</li> <li>・就労, 教育, ヘルスケア等の支援及び地域の関係機関等への斡旋</li> </ul>
ミネソタ矯正保護庁 (Minnesota Department of corrections) ハイリスク出所者の再犯防止プログラム (High Risk Recidivism Reduction Project)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミネアポリスサンパウロメトロエリアに帰住する男性の暴力犯罪者 (violinator)。</li> <li>・釈放後最低150日間の監督 (supervision) が可能な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リエントリーコーディネーターによる地域移行計画の作成</li> <li>・リエントリーチームミーティングを通じた釈放前後のケースマネジメント。</li> </ul>
ニュージャージーハドソン郡矯正保護庁 (Hudson County Department of Correction) コミュニティ再統合プログラム (Community Reintegration Program)	ハドソン郡の矯正施設に収容されている者で, 精神疾患, 薬物依存, 重複障害があると判定された者 (男女)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設内における薬物等処遇 (90日間)</li> <li>・認知行動療法を重視した治療共同体 (男女別)</li> <li>・釈放前後のケースマネジメント</li> <li>・釈放前の地域移行計画の作成</li> <li>・釈放後の集中的な外来デイケアや協力的な住居提供者によるサポート。</li> </ul>
ペンシルバニアビーバー郡行動健康・発達サービス (Beaver County Behavioral Health and Developmental Services) チャンスR (Chances R)	・ビーバー郡のジェイルに収容され, 精神疾患及び重複障害の手当を受けるニーズが中程度と判定された者 (男女)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知療法に基づく治療グループ</li> <li>・高度に構造化された職業・教育サービス</li> <li>・釈放前後における地域移行計画の作成, ケースマネジメント, リエントリーのためのメンター</li> </ul>



## 2 開始後に直面した課題と対応

この評価の一つの特徴は、各実施主体がどのような課題に直面し、その課題を克服するためにどのような解決策を講じたか、また、それによりどのような成果が生まれたかというプロセスについて、経営学的な視点から、言語データによる定性的な分析（Qualitative Analysis）<sup>(※7)</sup>を行っている点にある。

その結果、各実施主体とも予期していなかった様々な課題に直面し、それを解決するために様々な工夫を講じている実態が明らかとなった。

第1の課題は、有能なスタッフの急な離職（Turn-over）であった。具体的には、対象者と密な関係性を構築できる、対人ストレスに対処できる、そして敬意を他者に示すことができるといった能力を有するスタッフ、その中でも特にリーダーシップを担う人材が変わった場合、取組の有効性や継続性が危ぶまれたという。こういった事態を予防するため、各実施主体にあつては、給与面で不平等を生じさせない、採用後出来るだけ早い段階での集中的な訓練の機会を提供する、信頼できるスタッフを配置するといった工夫を講じた。

第2の課題は、対象者の動機付けの低さであった。取組開始当初は、釈放後に必要以上の関与をされることに抵抗を示した対象者が多かった。そこで、刑事施設入所中のできるだけ早い段階から、釈放後に地域社会で本人に指導や援助を行う関係者が関わり、信頼関係を構築することで動機付けが高まったとしている。また、動機付けの実効性を高めるため、全ての取組において認知行動療法に基づく動機付け面接（Motivational Interviewing）の普及が図られたが、実際の手法は実践者によってバラツキがあったとしている。さらに、標準化されたアセスメントツールを用いることは重要であるが、その結果を鵜呑みにしてはいけないと注意喚起している。科学的な知見の活用を重要視しつつも、あくまで実際の支援内容を組み立てる際は「個人のニーズに応じたアプローチ（Tailored Approach）」を基本とすべきと指摘する。

第3の課題は、組織を超えた連携の難しさ、いわゆる縦割りの問題であった。特に刑事司法機関（矯正・保護）と地域の援助実施機関（医療・福祉等）との間の連携が難しかった。お互いのことを知る時間が足りないことに加え、指導的又は援助的な立場で望むかどうかでコミュニケーションの掛け違いが生じることもあった。この点について、関係者がお互いの立場や考え方などを尊重することはもとより、多様なニーズをまとめるリーダーシップ、定期的なミー

---

(※7) 定量的な分析（Quantitative Analysis）と対比する形で用いられる。定量的な分析が、数値化できるもの（例：テストの点数）を分析の対象とするのに対し、定性的な分析は、組織の運用体制、意思決定のプロセス、運用方針等の言語データを分析の対象とする。

ティング、クロストレーニング等が有効であったとしている。このクロストレーニングの例として、コネチカット州では、刑事司法機関（矯正・保護）ではなく、地域の援助実施機関がリエントリーに関する内部向けの研修を主催し、ペンシルバニア州では、動機付け面接、重複障害や性犯罪者に対する対処技法、職業訓練に関する研修を関係者全員に実施し、カリフォルニア州では、関係者全員に対して女性の回復支援に関する研修を実施した。

最後の課題は、コーディネートの難しさであった。例えば、犯罪歴、学歴、健康問題、金銭的な問題等により住居や雇用の確保が思うように進まない、支援実施先までの交通手段がない、医療保険や身分証明がない、出所時に1週間分の薬しか渡されないといった、当所は想定外だった事態が発生したことがあった。これらを解決するためには、関係性の構築が不可欠であり、協力雇用主を開拓する「ジョブディベロッパー (Job Developer)」, 本人のニーズに応じた社会資源に誘導する「リエントリーコーディネーター (Reentry Coordinator)」の存在等が重要であることなどが明らかとなった。

### 3 取組の成果

各実施主体は、刑事司法機関を含む地域コミュニティ全体がリエントリーの問題を当事者として捉え、システムの変化という大きな前進を生み出したと振り返っている。雇用主、地域の医療・福祉機関等が「刑事司法のパートナー」として可視化され、お互いを尊重する形で協働することにより、相互の人材育成や支援の質の向上、施設内処遇とそれに続く社会内処遇のシームレス化がもたらされたとしている<sup>(※8)</sup>。

例えば、矯正施設の現場において、ミネソタ州ではコーディネーターを追加配置したほか、いくつかの州で、外部関係者の立入を制限していた施設の一部の区域で地域のカウンセラーが面接をすることができるようになった。また、行政の現場において、フロリダ州では、市の住宅部局が関わる形で重罪受刑者の住居確保の問題を議論する動きが生じ、ニュージャージー州では、ハドソン郡の矯正保護庁 (Hudson County Department of Correction) の名称に「and Rehabilitation」という文言を追記しようとする動きが生じている。さらに、司法の現場でも、カリフォルニア州の裁判で、**4-2-1表**で紹介したソラノ郡の女性のリエントリー達成プロ

---

(※8) この評価では、定量的な分析も行われている。実施主体の中には、プログラムの選定基準を満たす対象者をサンプルとして抽出し、プログラムの受講群と非受講群に無作為に割り当てた後に再犯率を比較する「無作為化比較対照試験」による統計的な検定が行われたものもあるが、プログラムの実施と再犯率の低減に関する因果関係を立証できた取組はなかった。

グラムに参加することを命じる判決が出るなどの変化が起こっている。

他方で、その実施主体も今後の最大の課題は「財源」であるとする。前述の職員の離職問題は連邦政府による補助の最終年度に特に顕在化したといい、地域の現場に財源が回りにくい実態があることがうかがわれ、今後の動勢を注視する必要があるだろう。

なお、この研究の結びにおいては、各種取組と再犯率の間の直接的な因果関係を追求することの難しさを指摘している。再犯は、個人の問題性はもとより、社会参加への障壁による部分も大きいことから、学歴の取得、雇用の増進、住宅の確保など、こうした変数との関係も考慮した、俯瞰的・長期的な研究デザインを組む必要があるとしている。

### コラム：ワシントン D.C. における就労支援（IT 関連）の取組

前民主党政権においては、2015年3月、学歴・職歴にかかわらず、IT 技術関連職に就くために必要な研修を実施し、全米における技術者の養成・雇用を推進する「TechHire」イニシアチブを立ち上げた。ワシントン D.C. にある「H.O.P.E. Project」は、2009年9月に発足し、以後、若年層の犯罪前歴者等に対して積極的な訓練を実施してきた実績を持つ。日本における産業構造の変化も考慮し、今回、その設立者・代表のレイモンド・ベル（Raymond Bell）氏から、就労支援の実効性を高める要因についてヒアリング調査を行った。

同氏によれば、就労支援のプロセスは、①募集→②コミュニティの形成→③訓練→④継続的なサポートという流れで整理されるという。同氏は、就労支援の実効性を高める上で、②が最も重要な要素であると語る。同氏はこのコミュニティを「家族」と表現し、ヒアリングに同席した卒業生は「毎日人と会えて、経験を共有できること」の重要性を強調した。同氏によれば、②が機能すれば、①は自然と口コミで広がり、③や④における専門的なスキルの学習への動機付けが高まるという。このプロジェクトのテキストも経験の共有という観点から工夫がなされている。その内容を見ると、例えば、卒業生等の経験談、雇用主等からのメールの写しなどがそのまま綴られており、他の人が何に努力したか、また、雇用主が採用等に際しどういう点を重視しているかが、具体的に理解できるよう工夫されている。まさにプロジェクト全体として「生きた経験」を共有できるような配慮がなされている。



上) 職業訓練の様子  
左) 参加者等による集合写真  
(中央の人物がレイモンド・ベル氏)  
(写真はベル氏より提供)

### 第3節 米国全体で進みつつあるリエントリーへの理解

米国におけるリエントリー施策を概観すると、個人の変化を促すだけでなく、それを取り巻く社会に直接働きかけていくという視点が強い。こうした取組を地道に続けた結果、リエントリーに対する理解は米国全体で進みつつある。

例えば、2016年から2017年にかけて、米国の約半数の州（アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、コネチカット、デラウェア、ジョージア、イリノイ、アイオワ、ルイジアナ、メリーランド、ミシガン、ミズーリ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、オクラホマ、サウスダコタ、テネシー及びバージニア）の知事が演説においてリエントリーの問題に優先的に取り組むことを表明している。

また、2015年の春から、365の郡が、精神疾患を有するジェイルの収容者に必要な医療を適切に提供しようというプロジェクト「ステッピング・アップ・イニシアチブ (Stepping Up Initiative)」に参加している。

さらに、雇用という観点から、2017年の時点で、刑務所等から釈放された後、身分証明書を発行する取組を少なくとも15州が実施している。また、27州・150以上の市や郡が「バン・ザ・ボックス (ban the box)」の趣旨に賛同している。さらに、スターバックス (Starbucks)、ウーバー (Uber)、ペプシコ (PepsiCo)、ギャップ (Gap)、フェイスブック (Facebook)、ジョンズホプキンスヘルスシステム (Johns Hopkins Health System) など、日本でも名の通っている企業が、犯罪前歴者の雇用を推進している。実際、ウーバーのホームページでは、企業として犯罪前歴者の雇用を積極的に推進している旨を公表しており、当事者のインタビューも見ることができる。

連邦政府機関リエントリー協議会は、リエントリーの考え方を「文化 (Culture)」にまで浸透させていくことが必要であるとしている。その一例が「言葉の使い方」であり、「Felon (重罪者)」、 「Ex-convict (元罪人)」、 「Ex-offender (犯罪前歴者)」のように、刑務所出所者等が自己イメージを低下させる言葉を使わないよう呼びかけている。その一例として、連邦労働省 (The Department of Labor) は、「犯罪前歴者の再統合プログラム (“Re-Integration of Ex-Offenders” Program)」という名称を「リエントリー雇用機会プログラム (“Reentry Employment Opportunities” Program)」という名称に変更した。また、連邦司法省の司法プログラム室は、プログラムや資料等の中で出所者を軽んじる言葉を出来るだけ使わないようにすると宣言した。

なお、連邦リエントリーリソースセンターによれば、こうした包括的な取組は、全米各地で展開され、再犯率にも影響し始めたとする。**4-3-1表**は、2004年以降に再入所率（3年以内）の劇的な減少が認められた州のデータである。

4-3-1表 3年以内再入所率の変化

州	ピーク（2004年以降）	直近の公表数字
アラバマ	34.0%（2008）	31.5%（2014）
フロリダ	33.7%（2004）	24.5%（2014）
イリノイ	53.4%（2004）	39.9%（2015）
ルイジアナ	38.7%（2004）	34.1%（2014）
マサチューセッツ	44.0%（2005）	31.6%（2014）
ニュージャージー	37.0%（2007）	29.8%（2013）
オハイオ	38.4%（2005）	30.7%（2013）
サウスダコタ	46.0%（2007）	39.6%（2014）
バージニア	26.1%（2007）	22.4%（2013）
ウエストバージニア	30.0%（2007）	24.0%（2014）
ウィスコンシン	47.1%（2005）	37.5%（2013）

注 連邦リエントリーリソースセンターの資料「Reducing Recidivism: States Deliver Results」による。

## 第4節 考察

### 1 リエントリーに対する理解が進みつつある要因

米国におけるこの10年の再犯防止対策は、リエントリーという目標に向けてコミュニティを強くすることであった。そのプロセスを見ると、コミュニティに小さな種を蒔き、そこから生まれた芽を苗木として大事に育て、社会全体で大輪の花を咲かせようと苗木を移しているような印象を受ける。そして、地域社会におけるリエントリーに対する理解は進みつつある。

その背景には、前節までで触れたとおり、連邦政府による積極的な普及啓発活動はもとより、刑事司法機関や地域の援助実施機関における実務家がお互いを尊重する形で対話と協働を積み重ねてきたことがあろう。加えて、米国においては、研究者が科学的な知見を地域の政策立案者や実践者に分かりやすく伝え、広げていこうとする動きがあることも興味深い。その象徴とも言えるのが、NIJが推進する「翻訳的犯罪学（Translational Criminology）」である。翻訳的犯罪学とは、研究の知見を新たな政策や実践にどうつなげていくかを研究するもので、「翻訳

的医学 (Translational Medicine: 研究室での研究結果を実際の臨床に応用する過程)」を参考に発案されたものである。NIJ によれば、その目的を実現するためには、実践者と研究者の間の生きた交流が必要とされる。この生きた交流とは、実践者が毎日の職務現場で直面する課題やその解決に向けた挑戦を言葉で示し、これを受けて、研究者が実践者の挑戦を成功に導き、その社会的な影響を評価できる新しいツールやアイデアを発見するという、双方向の道筋からなる。とりわけ、研究者の関心が高いのは、自らが発見した知見等を政策立案者や実践者の意思決定に影響する形で伝え、広げていこうとする「知見の伝達 (Knowledge Translation)」の点であり、公衆衛生の分野では、その説明モデルとして「交互作用モデル (Interaction Model)」の重要性が指摘されている。このモデルは「双方向のコミュニケーション」を重視し、信頼性 (Credibility) や互惠関係 (Reciprocity) の醸成を通じて、意思決定が促進されるという仮説に立つ。NIJ の補助を受け、フロリダのリエントリー施策等の発生機序を研究したフロリダ州立大学のペスタ (George B. Pesta) (2016) は、定性的な分析手法の一つである内容分析を通じて<sup>(※9)</sup>、フロリダのリエントリー施策等に影響した要因を分析したところ、この交互作用モデルを支持する結果となり、第2節で紹介した「クロストレーニング」等の有用性が確認された。この交互作用モデルの視点から、これまで紹介した取組を振り返ると、「ジョブ・ディベロッパー」、「リエントリー・コーディネーター」という名称で、新たな関係性を構築する「通訳者」の存在がいることに気付く。

コミュニティを変えることは容易ではない。しかしながら、米国が十年近くこうした取組を続け、相応の成果を生み出した背景には、現場の実践者が、組織の垣根を越えた連携を積み上げてきたことに加え、研究者が現場や納税者の視点から実践者の取組の成果を評価するための多様な分析手法を開発してきたという地道な努力があると考えられる。

## 2 日本の再犯防止対策への示唆

内閣府が行った最新の「再犯防止対策に関する世論調査 (平成30年)」の結果を見ると、今後、再犯防止対策に対する国民の理解や協力をこれまで以上に促していくことが必要である。その実現に向けて、米国の「コミュニティを強くする取組」は参考になるものが多く、以下、導入を検討すべきと思われる点について考察する。

第1点は「立ち直りに成功した者 (以下「成功者」という。) による語りや経験の共有」であ

(※9) Hsieh と Shannon (2005) の手法 (Directed Content Analysis) による。分析ソフトとして、NVivo10が用いられている。

る。米国では前述のとおり、顔の見える関係を通じて経験を共有し、理解の輪を広げていった。特に成功者が語る言葉は、その社会的な影響力も大きく、先に紹介した「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ」はその象徴ともいえる。米国では、政府や民間企業のホームページ・各種メディアで成功者の言葉が引用されることも多い。日本の場合、米国のように成功者が氏名や顔をオープンにして経験を語るというのは抵抗があろうが、その立ち直りを支える者が成功者の経験を言葉で引き出し、それを社会に伝えていくだけでも、地域社会における理解者を増やす一助になると思われる。

第2点は「多様な分析手法の導入」である。米国が再犯防止対策の社会・経済政策的な側面を強調したことは、日本においても、今後、地方公共団体との連携を深める上で貴重な視座になると考える。特に、米国が推奨するコスト・ベネフィット分析は、関連領域への波及効果を含め「本人や関係者による地域社会への貢献の度合を伝える通訳」として機能するものであり、日本においても、就労支援や普及啓発活動等の効果検証の手法として導入を検討する余地はあると考える。また、相応の成果を創出するためには、関係者の理解を深め、取組を持続的に発展させることが不可欠であり、そのためにも定性的な分析手法を取り入れていくことが必要と考える。NIJのエリック氏は、「市民の理解や関係機関等の協働を生み出す要因は、数字で必ずしも捉えられるとは限らない。定性的な分析手法は、新たな価値の発見を通じて、関係者の動機付けやイノベーションに寄与する。」と述べた。

第3点は「地域社会におけるコーディネーターの育成」である。第1節や第2節で触れたとおり、多機関連携による処遇は有効であり、その取組の実効性を高める要として「関係性を作る人材」の存在があることが確認された。こうした人材は、主として「コーディネーター」と呼ばれ、言わばリエントリーを多方面から支える環境（システム）をつくる専門家である。特にCoSAは、ボランティア等のコーディネートを通じて、処遇の実効性と地域社会の理解を相乗的に向上させる取組であり、日本の社会内処遇に取り入れる余地はあると考える。しかしながら、第2節で紹介した実践例からコーディネーターを取り巻く厳しい現実も垣間見える。米国では職員の離職問題が顕在化しており、地域社会で立ち直り支援を継続していく最大の課題として財源不足を挙げている。そのため、今後、調査を継続する場合にあっては、その実践内容や効果のみならず、取組を持続可能とする財政基盤の在り方についても情報を収集する必要があるだろう。

第4点は「翻訳的犯罪学の考え方の導入」である。前述のとおり連邦政府はコミュニティの強化を図る取組を積極的に推進したが、その最たる特徴は、実務家や納税者の目線で分かりや



すく伝えていく努力を積み重ねた点にあり、とりわけ、翻訳的犯罪学は、研究者が地域社会での実践に関わっていく上で有用な視座となろう。エビデンスに基づく実践に対する機運を高めていく意味でも、刑務所出所者等の特性や支援の現状を市民に分かりやすく伝える、また、実践者等が自らの実践の社会的影響を評価していくことは重要であり、その点で研究者の果たす役割は大きい。今後は、米国の取組等を参考にして、地域住民の再犯防止に対する理解等に影響する社会的・文化的要因や効果的な普及啓発活動の在り方についても積極的な研究を行っていくことが必要と考える。

最後に、ウーバーのホームページに掲載された成功者の「言葉」を紹介して、本章を締める。米国におけるリエントリーの深みを知り、日本における立ち直りの意義を再考する一助となれば幸いである。

I have the confidence of knowing that I can still provide

(私は自信をもっていえる。自分にも与えられるものがあると。)

You should give people a second chance to prove themselves

(人々が自分の存在を社会に示せるよう、セカンドチャンスを与えるべきである。)

## 参考文献

- Christine Lindquist, Janeen Buck Willison, Jennifer Hardison, Walters, Pamela K. Lattimore (2017). Second Chance Act Adult Offender Reentry Demonstration Projects-Perceived Successes and Sustainability Strategies.
- Christine Lindquist, Pamela Lattimore, Janeen Buck Willison, Danielle Steffey, Mindy Herman Stahl, Sam Scaggs, Jeremy Welsh-Loveman, Joshua Eisenstat (2018). Cross-Site Evaluation of the Bureau of Justice Assistance FY 2011 Second Chance Act Adult Offender Reentry Demonstration Projects: Final Report.
- George B. Pesta, Javier Ramos, J. W. Andrew Ranson, Alexa Singer, Thomas G. Blomberg (2017). Translational Criminology-Research and Public Policy: Final Summary Report.
- Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer (2013). Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (COASA) Model, Cross-Site Report.
- The Federal Interagency Reentry Council (2016). A Record of Progress and a Roadmap for the Future.
- The National Reentry Resource Center (2017). Making People's Transition from Prison and Jail to the Community Safe and Successful: A Snapshot of National Progress in Reentry.
- Washington State Institute of Public Policy (2017). Benefit-Cost Technical Documentation.